

分割基準ガイドブック

令和3年3月
福井県

分割基準のガイドブック 目次

第1章 分割基準の概要	1
1 分割基準とは	1
2 分割基準の種類	1
3 業種の判定についての注意点	2
(1) 製造業	2
(2) 電気供給業	2
(3) ガス供給業	2
4 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合	2
5 申告書に添付する別表	2
第2章 各分割基準の詳細	3
1 事務所等の数	3
(1) 事務所等とは	3
(2) 事務所等の数とは(法72条の48④-2)	3
(3) 具体的な取扱い	4
(4) 事務所等の数の算定方法	5
2 従業者の数	8
(1) 従業者とは	8
(2) 従業者の数とは(法72条の48④-1、法57条②③)	8
(3) 具体的な取扱い	9
(4) 従業者の数の算定方法	11
(5) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例(法72条の48④-1)	15
3 固定資産の価額	16
(1) 固定資産の価額とは	16
(2) 具体的な取扱い	16
4 電線路の電力の容量	17
(1) 電線路とは	17
(2) 電線路の電力の容量とは(法72条の48③-2ロ(1)、同条④-3)	17
(3) 具体的な取扱い	17
5 軌道の延長キロメートル数	18
(1) 軌道の延長キロメートル数とは	18
(2) 鉄道事業・軌道事業の例外(法72条の48⑩、令35条の2、規則6条の3)	18
第3章 分割課税標準額の算出方法	19
1 所得割の分割課税標準額の算出方法	19
2 付加価値割および資本割の分割課税標準額の算出方法	22
3 法人税割の分割課税標準額の算出方法	24
第4章 参考	25
1 よくあるご質問	25
2 参考条文等(一部言葉を省略しております。)	27
地方税法	27
地方税法施行令	32
地方税法施行規則	33
地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)	35
個別通知	41
行政実例等	43

このガイドブックにおける法令は次の略語を用いています。

(法令)

法 …… 地方税法
令 …… 地方税法施行令
規則 …… 地方税法施行規則

条文番号は次のとおり表示しています。

条…算用数字
項…○で囲んだ算用数字
号…ハイフンと算用数字

(通知)

通(県)……地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)
(平成 22 年4月 1 日総税都第 16 号 各都道府県知事宛総務大臣通知)

- 関連条文及び通知等は、「第 4 章 2 参考条文等」に掲載しております。
- このガイドブックは、令和2年 12 月 31 日現在の法令等に基づき作成しております。

第1章 分割基準の概要

1 分割基準とは

法人事業税、法人住民税法人税割は、事務所または事業所（以下、「事務所等」といいます。）所在の都道府県・市町村において課されます。

複数の都道府県・市町村に事務所等を有する法人は課税標準の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人住民税法人税割の場合は従業者の数を使用しますが、法人事業税の場合は、法人の業種によって異なるものを使用します（法72条の48③）。

2 分割基準の種類

法人事業税において使用する分割基準は、以下のとおり法人の業種により区分されています。各都道府県の課税標準額は、それぞれの方法であん分した額となります。

業 種	分割基準	備 考	
ア 下記イからオ以外の事業 (建設業、通信業、卸売業、小売業、銀行業、保険業、証券業、不動産業、サービス業、ソフトウェア業等)	事務所等の数 および 従業者の数	<課税標準額の総額の2分の1> 事業年度に属する各月の末日現在の事務所等の数を合計した数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数	
イ 製造業	従業者の数	事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数	
ウ 倉庫業・ガス供給業	固定資産の価額	事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等の有形固定資産の価額	
エ 電気供給業 ※	区分 発電事業	固定資産の価額	<課税標準額の総額の4分の3> 事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産の価額
	区分 一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	電線路の電力容量 および 固定資産の価額	<課税標準額の総額の4分の3> 事務所等の所在する都道府県において事業年度終了の日現在の発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電圧66キロボルト以上の電線路の電力の容量 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産の価額
	区分 小売電気事業	事務所等の数 および 従業者の数	<課税標準額の総額の2分の1> 事業年度に属する各月の末日現在の事務所等の数を合計した数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数
オ 鉄道事業・軌道事業	軌道の延長 キロメートル数	事業年度終了の日現在における軌道の単線換算キロメートル数	

※平成29年3月30日以前に終了する事業年度は課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所等の固定資産の価額で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事務所等の固定資産の価額によってあん分します。

なお、電気供給業を行う法人の事業税については、「電気供給業申告の手引き」および「電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の計算書」を参照してください。

3 業種の判定についての注意点

(1) 製造業

法人の業種については、「日本標準産業分類」(総務省)に定められている次の事業をいいます。
「E-製造業」および「R-サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891 自動車整備業」
「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」「902 電気機械器具修理業」

(2) 電気供給業

需要に応じて電気を供給する事業およびこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。
現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

(3) ガス供給業

ガス事業法の適用の如何に関わらず、導管によってガスを供給する事業をいいます。

4 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合

二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う法人は、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準を使用してください。(法 72 条の 48⑧) (例外：鉄道事業・軌道事業の場合は P18「第 2 章 5」を参照)

複数の割を申告する場合も、すべての割について主たる事業の分割基準を使用します。

例えば、製造業と電気供給業を併せて行い、所得割と収入割がある場合、主たる事業が製造業であれば、所得割も収入割も製造業の分割基準で分します。(「電気供給業申告の手引き」を参照)

主たる事業の判定に当たっては、原則、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。(通知(県)第三章 9 の 1 1)

5 申告書に添付する別表

- ・課税標準額の分割に関する明細書(第 10 号様式)

この明細書に分割基準を記載し、分割課税標準額を計算します。課税標準額のない法人についても提出が必要です。

第2章 各分割基準の詳細

事業税の分割基準として、第1章2アおよびエ（電気供給業（小売電気事業））に該当する法人が使用します。

1 事務所等の数

(1) 事務所等とは

事務所等の定義(通知(県)第一章 6)

自己所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって継続して事業が行われる場所をいいます。

事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接・間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられているものを含みます。

事務所等と認められるには、事業が継続性を持ったものである必要があり、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は入りません。

(2) 事務所等の数とは(法72条の48④-2)

分割基準の数値である事務所等の数とは、事業年度に属する**各月の末日現在**における数値を**合計した数値**です。(その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日における数値をいいます。)



原則

各月の末日の事務所等の数を合計した数値

例外

事業年度の期間が一月に満たないで、しかも、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度末日の事務所等の数

事務所等の数(通知(県)第三章 9の10)

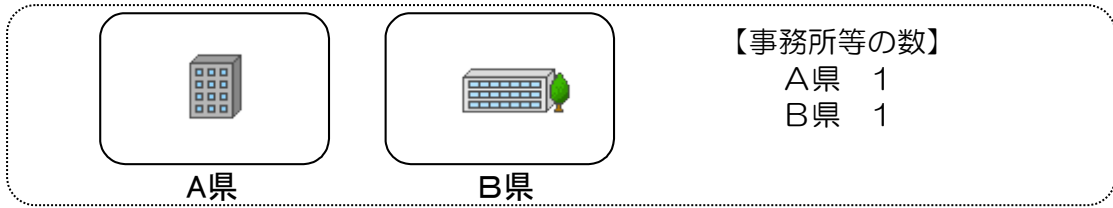
- 同一構内・区画にある建物
原則 一つの事務所等として取り扱います。(上記通知(2))
- 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合(上記通知(3))
原則 構内・区画ごとに一つの事務所等として取り扱います。
例外 経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合
・経理・帳簿等が同一で分離できない場合
・同一の管理者等により管理・運営されている場合など
⇒ **一つの事務所等**として取り扱います。
- 構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合(上記通知(4))
 - ・建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事務所等として取り扱います。(上記通知(4)ア)
 - ・建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事務所等として取り扱います。(上記通知(4)イ)

～建物とは～

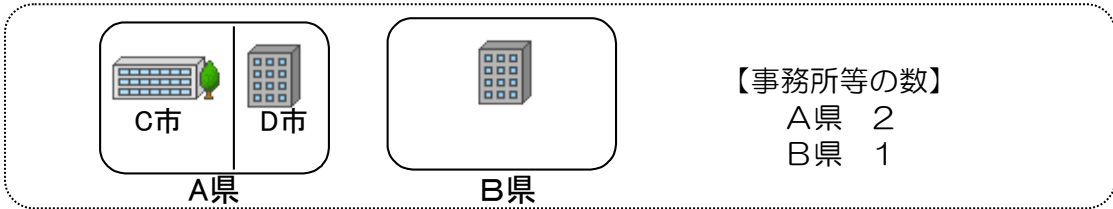
店舗等の事業の用に供する建物をさします。

(3) 具体的な取扱い

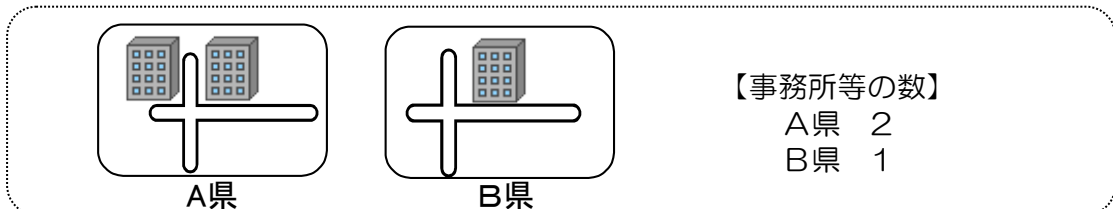
事例1 各県に1ヶ所ずつある場合
(通知(県)第三章第二節9の10(2))



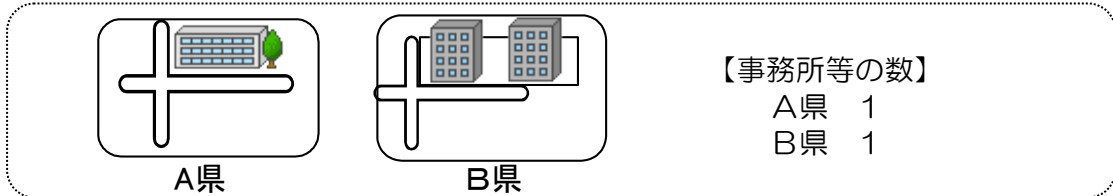
事例2 A県に2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合
(通知(県)第三章第二節9の10(2))



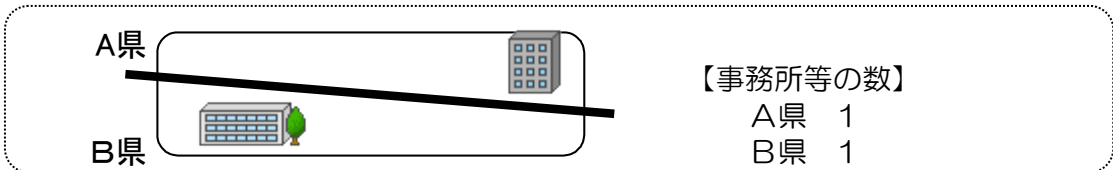
事例3 A県に近接して2ヶ所、B県に1ヶ所ある場合
(通知(県)第三章第二節9の10(2)(3))



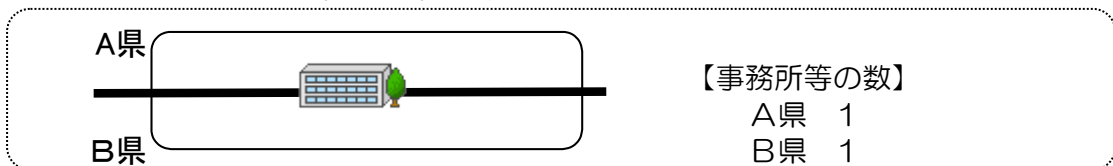
事例4 A県に1ヶ所、B県の同一区画内に建物が2つある場合
(通知(県)第三章第二節9の10(2))



事例5 同一構内に県境があり、各県に建物が1つずつある場合
(通知(県)第三章第二節9の10(4)ア)



事例6 建物が2県の区域にまたがる場合
(通知(県)第三章第二節9の10(4)イ)



(4) 事務所等の数の算定方法

～表のみかた～

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a事務所はX2年2月25日廃止

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所		←												10
	各月末日の数値		-							1	1	1			10
B県	B県事務所・営業所													→	12
	各月末日の数値		1												12
分割基準（事務所等）合計															22

←事務所等が所在していることを表しています。

事業年度を表しています。基本的に月単位となっています。

4月末日

2/25

事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示しています。

事例1 事業年度を通じて、事務所等の異動がない場合

① 事業年度の末日が月の末日の場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所		←												12
	b事務所		←												12
	c事務所		←												12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d事務所		←												12
	e営業所		←												12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
分割基準（事務所等）合計															60

② 事業年度の末日が月の末日でない場合

事業年度 X1年6月6日～X2年6月5日

		月	6/6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6/5	計
A県	a事務所		←												→	12
	b事務所		←												→	12
	c事務所		←												→	12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		36
B県	d事務所		←												→	12
	e営業所		←												→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		24
分割基準（事務所等）合計															60	

事例2 事業年度の途中に事務所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a事務所はX2年3月20日に新設

A県 c事務所はX1年5月1日に新設

		5/1												3/20			計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A県	a事務所													↔	1		
	b事務所	←													→	12	
	c事務所		←												→	11	
	各月末日の数値		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	24	
B県	d事務所	←													→	12	
	e営業所	←													→	12	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
分割基準（事務所等）合計															48		

② 廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a事務所はX2年1月20日に廃止

A県 c事務所はX1年5月31日に廃止

		5/31												1/20			計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A県	a事務所	←													→	9	
	b事務所	←													→	12	
	c事務所	←	→													2	
	各月末日の数値		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	23	
B県	d事務所	←													→	12	
	e営業所	←													→	12	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
分割基準（事務所等）合計															47		

③ 新設および廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

B県 d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県 a事務所に同日移転

		1/20												計		
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所											←	→		3	
	b事務所	←													→	12
	c事務所	←													→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
B県	d事務所	←											→		9	
	e営業所	←													→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	21
分割基準（事務所等）合計															48	

事例3 解散・合併・決算期変更等があった場合

① 事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)

B県d事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値を用いる。

		4/8	4/15	4/30		
		月			4	計
A県	a事務所	←→				1
	b事務所	←→				1
	c事務所	←→				1
	事業年度末日の数値				3	3
B県	d事務所	←				0
	e営業所	←→				1
	事業年度末日の数値				1	1
					分割基準(事務所等)合計	4

② ①以外の解散・合併・決算期変更等の場合

ケース1 事業年度 X1年6月6日～X2年3月31日

6月5日決算の法人が3月31日決算に決算期変更

		6/6 6/30										3/31																					
		月											6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計										
A県	a事務所	←											→											10									
	b事務所	←											→											10									
	c事務所	←											→											10									
	各月末日の数値	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30											
B県	d事務所	←											→											10									
	e営業所	←											→											10									
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20											
																						分割基準(事務所等)合計											50

ケース2 事業年度 X1年8月20日～X1年10月9日

8月19日決算の法人が10月9日に解散

		8/20 10/9							
		8/31							
		月			8	9	10	計	
A県	a事務所	←→						2	
	b事務所	←→						2	
	c事務所	←→						2	
	各月末日の数値	3	3					6	
B県	d事務所	←→						2	
	e営業所	←→						2	
	各月末日の数値	2	2					4	
							分割基準(事務所等)合計		10

2 従業員の数

(1) 従業員とは

事業税の分割基準として、第1章2ア、イ（製造業）およびエ（電気供給業（小売電気事業））に該当する法人が使用します。また、住民税の分割基準として、すべての法人が使用します。

従業員の定義(規則6条の2の2①)

従業員とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

従業員とは、給与の支払いの有無に関わらず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象になります。

具体的には、役員（無給の非常勤役員を含みます。）のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等の人数も含みます。

(2) 従業員の数とは（法72条の48④-1、法57条②③）

従業員の数とは、各事務所等の事業年度（住民税の場合には、「算定期間」と読み替えてください。以下同様です。）の**末日現在**における数値です。

ただし、事業年度の途中で、新設または廃止をした事務所等の場合は、事務所等の所在した月数であん分します。

また、事業年度中を通じて従業員の数が著しく変動した場合（各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合）は各月の平均となります（法72条の48⑤、令35、通知(県)第三章9の2）。

原則

事業年度末日の従業員の人数

例外

新設した事務所等

事業年度の
末日現在の人数 × $\frac{\text{新設の日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

廃止した事務所等

廃止の日の前月
末日現在の人数 × $\frac{\text{廃止日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

変動の大きな事務所等

$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$

従業員の数に1人に満たない端数を生じたときはこれを1人とします。
計算式中における月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

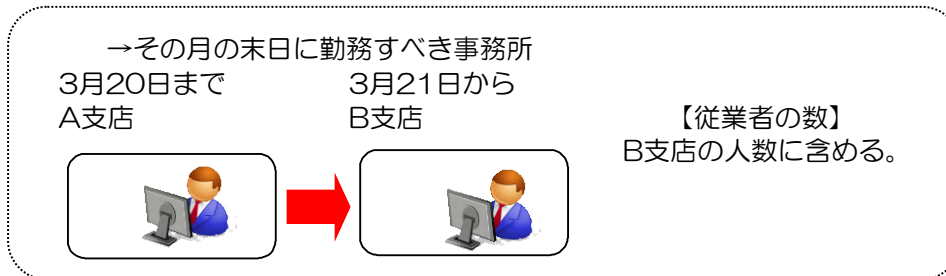
(3) 具体的な取扱い

ケース：同一法人のどの事務所等の従業者の数に計上するか？

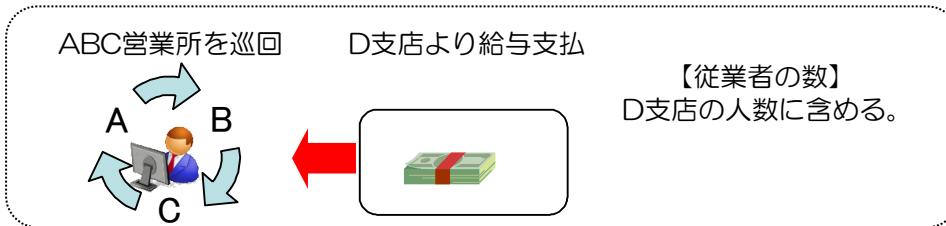
事例1 給与支払事務所と勤務している事務所等が異なる場合
(通知(県)第三章9の1(1)ア)



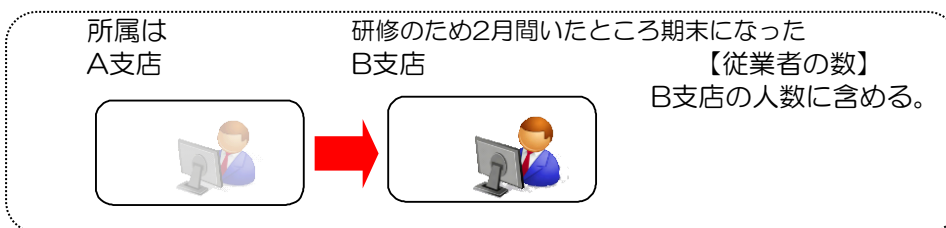
事例2 転勤によって勤務すべき事務所等が一月のうち複数ある場合
(通知(県)第三章9の1(1)イ)



事例3 1月未満で複数の事務所等を巡回しており主に勤務すべき事務所等がない場合(通知(県)第三章9の1(1)ウ)



事例4 連続して一月以上同一事務所等に出張している場合
(通知(県)第三章9の1(1)エ)

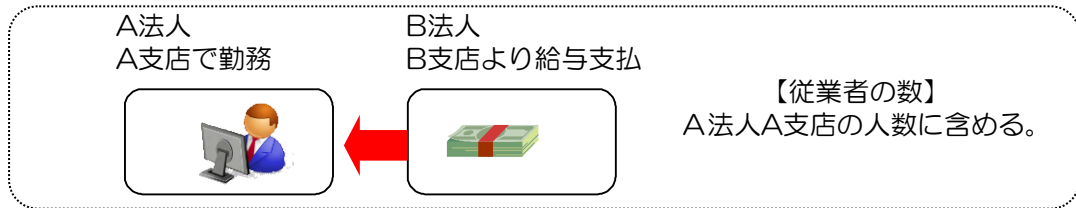


事例5 複数の事務所等に兼務している場合
(通知(県)第三章9の1(1)オ)

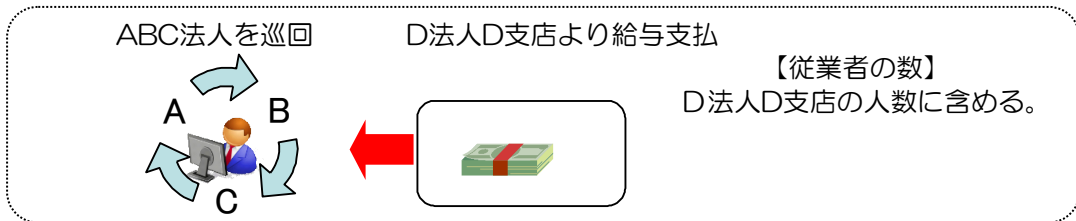


ケース：複数の法人のどの事務所等の従業者の数に計上するか？

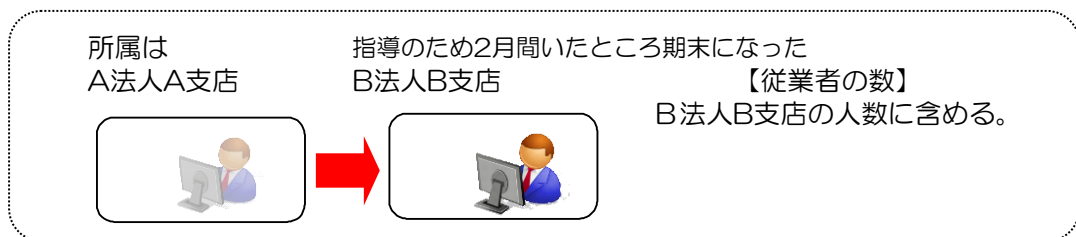
事例6 給与支払を受ける法人と勤務している法人が異なる場合
(通知(県)第三章9の1(2)ア)



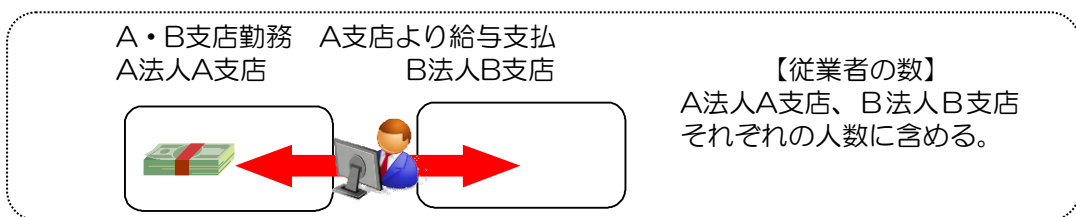
事例7 1月未満で複数法人の事務所等を巡回して、主に勤務すべき事務所等がない場合
(通知(県)第三章9の1(2)イ)



事例8 連続して一月以上他の法人の同一事務所等に出張している場合
(通知(県)第三章9の1(2)ウ)



事例9 複数法人の事務所等に兼務している場合
(通知(県)第三章9の1(2)エ)



ケース：従業者の数に含めない者

(通知(県)第三章9の1(3))

- 研修施設において、研修を受ける者
- 勤務すべき事務所等が分割基準の対象外(例：国外支店勤務)
- 勤務すべき施設が事務所等ではない(例：常時船舶の乗組員である者)
- 病欠者など一月以上勤務していない者(勤務していない期間に限り含めない。)

(4) 従業者の数の算定方法

～表のみかた～
 例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日
 A県 a事務所はX2年2月25日廃止

←事務所等が所在していることを表しています。
 事業年度を表しています。基本的に月単位となっています。
 各県の合計です。

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													5	5
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
B県	B県事務所・営業所	←													18	18
	各月末日の人数		12	13	13	18	18									
分割基準 (従業者の数) 合計 23																

4月末日
 2/25
 事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示しています。

事例1 事務所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がない場合
 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													5	9
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	b事務所	←													3	
A県	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所	←													1	
A県	各月末日の人数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	B県	d事務所	←												9	11
B県	各月末日の人数		10	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	e営業所	←													2	
B県	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	分割基準 (従業者の数) 合計 20															

事例2 事務所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がある場合
 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
 5人/2人=2.5倍>2倍
 (計算) e営業所: (2+2+2+2+2+2+5+5+5+5+5) ÷ 12=3.5 → 4
 (1人未満切り上げ)

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													8	14
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8		
	b事務所	←													3	
A県	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所	←													3	
A県	各月末日の人数		2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	B県	d事務所	←												9	13
B県	各月末日の人数		10	11	11	11	11	9	9	9	9	9	9	9		
	e営業所	←													4	
B県	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5		
	分割基準 (従業者の数) 合計 27															

事例3 事業年度の途中に事務所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a事務所はX2年3月20日に新設

A県 c事務所はX1年5月1日に新設

(計算) a事務所 $2 \times 1/12 = 0.166\cdots \rightarrow 1$

c事務所 $5 \times 11/12 = 4.583\cdots \rightarrow 5$

		5/1											3/20			計	合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A県	a事務所													↔	1	9	
	各月末日の人数													2			
	b事務所	←												→	3		
	各月末日の人数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	c事務所		←											→	5		
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
B県	d事務所	←												→	10	12	
	各月末日の人数	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
	e営業所	←												→	2		
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
分割基準 (従業者の数) 合計 21																	

② 廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a事務所はX2年1月20日に廃止

A県 c事務所はX1年5月31日に廃止

(計算) a事務所 $2 \times 10/12 = 1.666\cdots \rightarrow 2$

c事務所 $3 \times 2/12 = 0.5\cdots \rightarrow 1$

		5/31											1/20			計	合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A県	a事務所	←												→	2	6	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
	b事務所	←												→	3		
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3				
	c事務所	←	→												1		
	各月末日の人数	3	3														
B県	d事務所	←												→	10	12	
	各月末日の人数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
	e営業所	←												→	2		
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
分割基準 (従業者の数) 合計 18																	

③ 新設および廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

B県d事務所をX1年5月1日に設置した後X2年1月20日に廃止し、

A県a事務所に同日移転

A県c事務所は、X1年6月25日に廃止

(計算) a事務所 $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$

c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$

d事務所 $4 \times 9 / 12 = 3 \rightarrow 3$

		5/1 6/25 1/20												計	合計	
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所												←	→	1	8
	各月末日の人数												4	4	4	
	b事務所	←													→	
	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	c事務所	←	→													
	各月末日の人数	2	2													
B県	d事務所		←											→		3
	各月末日の人数		4	4	4	4	4	4	4	4	4					
	e営業所	←													→	2
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

分割基準(従業者の数)合計 13

事例4 事業年度の途中で事務所等の新設・廃止と著しい変動があった場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

B県d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転

A県c事務所は、X1年6月25日に廃止

(計算) a事務所 $(0+0+0+0+0+0+0+0+0+1+4+4) \div 12 = 0.75 \rightarrow 1$

c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$

d事務所 $(5+5+5+5+5+5+5+5+2+0+0+0) \div 12 = 3.5 \rightarrow 4$

		6/25 1/20												計	合計	
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
A県	a事務所												←	→	1	8
	各月末日の人数												1	4	4	
	b事務所	←													→	
	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	c事務所	←	→													
	各月末日の人数	2	2													
B県	d事務所	←												→		4
	各月末日の人数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2					
	e営業所	←													→	2
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

分割基準(従業者の数)合計 14

事例5 解散・合併・決算期変更等があった場合

事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)

B県d事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度末日)における数値を用いる。

(計算) B県d事務所 $4 \times 1 / 1 = 4$

月		4/8 4/15 4/30			計	合計
		~3	4			
A県	a事務所	←→	←→		1	6
	事業年度末日の人数	1	1			
	b事務所	←→	←→		2	
	事業年度末日の人数	2	2			
	c事務所	←→	←→		3	
	事業年度末日の人数	3	3			
B県	d事務所	←→	←→		4	5
	事業年度末日の人数	4				
	e営業所	←→	←→		1	
	事業年度末日の人数	1	1			

分割基準 (従業者の数) 合計 11

(5) 資本金 1 億円以上の製造業を行う法人の特例 (法 72 条の 48④-1)

製造業を営む法人で、事業年度等末日現在の資本金が 1 億円以上の場合、工場の従業者については、その従業者数の 1/2 を加算します。

工場の詳細 (規則 6 条の 2 の 2②、通知 (県) 3 章 9 の 3)

「資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」

(昭和 37 年 5 月 4 日自治丙府発第 39 号)

工場とは？

物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所等をいいます。

生産に関する業務とは？

物品の製造、加工、組立て、整備、修理を行う業務をいいます。

工場かどうか？

事業年度末日現在の状況によります。途中で廃止した場合は、該当しません。

また、名称のいかんを問わず、上記の業務を行っている事務所等かどうかで判断します。

工場の従業者？

次の業務を行っている人をいいます。

- 事業物品の製造・加工・組立て・整備・修理に関する業務を直接担当している人
- 製品の検査・包装・原材料の運搬・動力の保守点検等生産を補助する業務を担当している人
- 工場内の総務・経理・生産管理・資材管理等の業務を行う人

※ ただし工場に併置されている本社・支店・出張所・営業所・研究所・試験所等の従業者は除きます。

計算方法

工場の従業者の数にその 2 分の 1 を加算する。

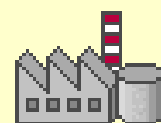
工場の従業者が奇数の場合は、1 を加えた数の 2 分の 1 を加算する。

例 工場の従業者 123 人

$$\rightarrow (123 + 1) \times 1/2 = 62$$

$$123 + 62 = 185$$

この工場の分割基準 185 人



3 固定資産の価額

(1) 固定資産の価額とは

事業税の分割基準として、第1章2ウ（倉庫業・ガス供給業）およびエ（電気供給業（小売電気事業を除く））に該当する法人が使用します。

固定資産の価額とは（法72条の48④-3、規則6条の2の2④、通知（県）第三章9の7）

固定資産の価額とは、事業年度末日において貸借対照表に記載されている土地、家屋および家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度の末日において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産および貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

(2) 具体的な取扱い

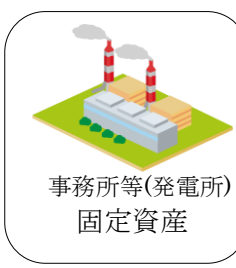
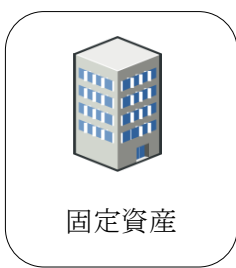
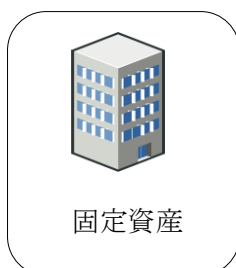
事例1 各県に事務所等があるが、C県には固定資産がない場合



C県には事務所等はあるが、事務所等の固定資産がない。

総額：A県、B県に総固定資産の価額により分割

事例2 各県に事務所等があるが、発電用固定資産はC県にしかない場合（電気供給業（発電事業者））

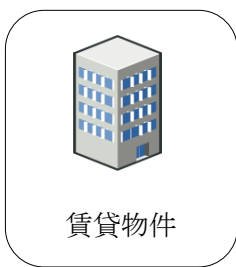
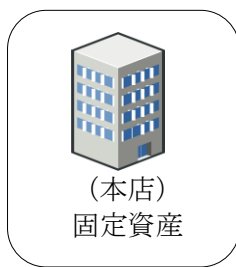


C県の事務所等は発電所の用に供する固定資産。

3/4：当該額は分割せずC県のみ

1/4：当該額はA・B・C県に総固定資産の価額により分割

事例3 各県に事務所等の固定資産がない場合（電気供給業（発電事業者））



A県、B県の事務所等には固定資産がなく、C県の発電所は事務所等に該当しない。

総額：分割せず本店のあるA県のみ

～ ご注意！ ～

分割基準の対象となる固定資産については、自己の貸借対照表に記載のあるものです。したがって、貸借対照表に計上されない賃貸物件などは除きます。

4 電線路の電力の容量

(1) 電線路とは

事業税の分割基準として、第1章2工（電気供給業（一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業））に該当する法人が使用します。

電線路とは（法72条の48③-2ロ(1)、規則6条の2③、通知(県)第三章9の4、9の5）

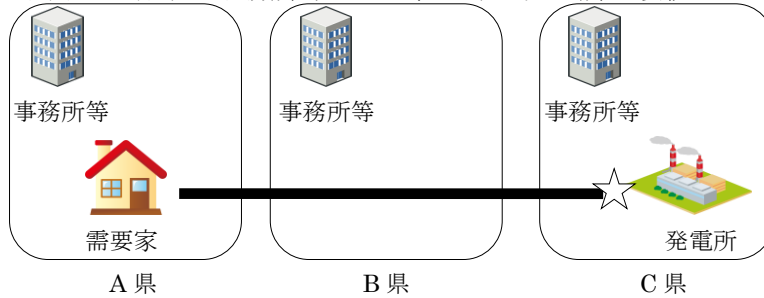
事務所等の所在する道府県において、発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。）と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいいます。

(2) 電線路の電力の容量とは（法72条の48③-2ロ(1)、同条④-3）

事業年度末日現在における、上記（1）に該当する電線路の電力の容量をキロワットで表した数値をいいます。

(3) 具体的な取扱い

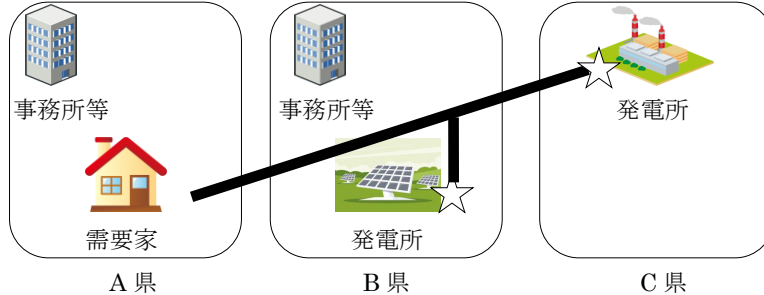
事例1 各県に事務所等があり、C県で発電所と接続している場合



C県において発電所と接続している電線路の電力の容量がC県の分割基準となる。

3/4：当該額は分割せずC県のみ
1/4：当該額はA・B・C県に総固定資産の価額により分割

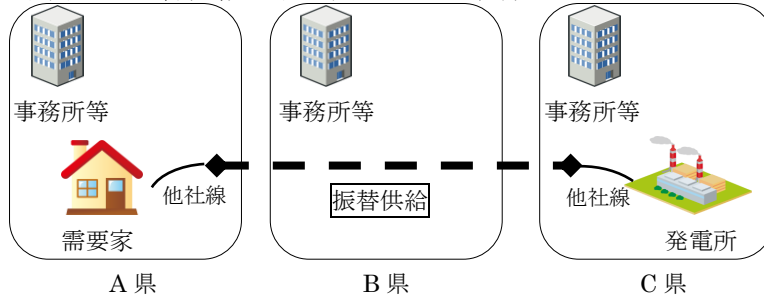
事例2 事務所等が所在しない県で発電所と接続している場合



B県およびC県で発電所に接続しているが、C県には事務所等がないため分割対象とならない。

3/4：当該額は分割せずB県のみ
1/4：当該額はA県、B県に総固定資産の価額により分割

事例3 振替供給のみを行っている場合



法人が電線間をつなぐ振替供給のみを行っている場合は、発電所と接続する電線路がないこととなる。

総額：A・B・C県に総固定資産の価額により分割

5 軌道の延長キロメートル数

(1) 軌道の延長キロメートル数とは

事業税の分割基準として、第1章2才（鉄道事業・軌道事業）に該当する法人が使用します。

軌道の延長キロメートル数とは(通知(県)第三章9の8)

各事業年度末日現在の軌道の延長キロメートル数とは、次のものです。

- 単線換算キロメートル数
- 自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含めます。）以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数に含めます。
- 引込線及び遊休線並びに敷設線を含めますが、他の法人等の所有に係る専用線は含めません。

(2) 鉄道事業・軌道事業の例外（法72条の48⑪、令35条の2、規則6条の3）

鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合は、課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額（百貨店業については、売上総利益金額）とによってあん分した額を、その事業の分割基準により、分割します。

ただし、百貨店業の場合は、売上金額に代えて売上総利益金額があん分の基準となります。

売上金額とは？

本来の事業およびこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含みません。

なお、鉄道事業または軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいいます。

百貨店業の詳細（通知(県)第三章9の9(1)(3)）

百貨店業とは？

百貨店業とは、物品販売業（物品加工修理業を含む。）であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が1,500 m²（都の特別区、政令指定都市の区域内においては、3,000 m²）以上ある店舗を有するものをいいます。

売上総利益金額とは？

売上高（総売上高から売上値引および戻り高を控除した額）から売上原価（期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額）を控除した金額をいいます。

第3章 分割課税標準額の算出方法

法72条の48①③、法57条②、
規則第10号様式記載要領

1 所得割の分割課税標準額の算出方法

小売業：第1章2アに該当
→使用する分割基準は事務所等の数および従業者の数

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

二以下の都道府県のみに事務所等を有する法人、または三以上の都道府県に事務所等を有していても資本金の額または出資金の額が1,000万円未満である場合には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額(所得金額)について、段階税率の各区分(「年400万円以下の金額」、「年400万円を超え年800万円以下の金額」、「年800万円を超える金額」)に振り分けます。
- ② ①の各区分の金額に千円未満の端数がある場合はそれぞれの端数を切り捨てます。
- ③ ①および②の金額を1/2にした後、千円未満の端数が生じた場合切り捨てます。
- ④ ③で算出した金額を、それぞれ従業者の数および事務所等の数であん分計算します。
あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ⑤ ④であん分計算した金額を、区分ごとに合算し、区分ごとの分割課税標準額を算出します。

⇒ この区分ごとの分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

分割基準	所得金額	36,173 千円		
	従業者の数	県内 61 (人)	総数	150 (人)
	事務所等の数	県内 36 (所)	総数	120 (所)

課税標準の分割

Step 1：課税標準額の総額を各区分に振り分け、1/2 にします。

所得 36,173 千円

(1)年400万円以下の金額	従業者	2,000 千円	事務所等	2,000 千円
(2)年400万円を超え 年800万円以下の金額	従業者	2,000 千円	事務所等	2,000 千円
(3)年800万円を超える金額	従業者	14,086 千円	事務所等	14,086 千円

Step 2 : それぞれの分割基準であん分します。

～ 端数処理 ～

課税標準を分割するために、まず、1 単位当たりの分割課税標準額を算出します。

この際、小数点以下の数値については、小数点以下の数値のうち分割基準の総数の桁数足す 1 の位以下を切り捨てます。

例：課税標準額 10,000,000 円 分割基準の総数 120

1 単位あたりの分割基準

$$10,000,000 \div 120 = 83,333.3333333\cdots$$



分割基準の総数は 120 なので 3 桁 + 1 桁 = 小数点 4 位以下切捨て

○ 従業者数によるあん分

(1) 年 400 万円以下の金額⇒2,000 千円 $\div 150 = 13,333.333333\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(2) 年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 $\div 150 = 13,333.333333\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(3) 年 800 万円を超える金額⇒14,086 千円 $\div 150 = 93,906.666666\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$93,906.666 \times 61 = 5,728,306.626$$

千円未満切り捨てます。

5,728,000

○ 事務所等の数によるあん分

(1) 年 400 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 $\div 120 = 16,666.666666\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(2) 年 400 万円を超え
年 800 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 ÷ 120 = 16,666.666666...

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(3) 年 800 万円を超える金額⇒14,086 千円 ÷ 120 = 117,383.333333...

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$117,383.333 \times 36 = 4,225,799.988$$

千円未満切り捨てます。

4,225,000

○ それぞれの区分について合算します。

(1) 従業者 813 千円 + 事務所等 599 千円 = 1,412 千円

(2) 従業者 813 千円 + 事務所等 599 千円 = 1,412 千円

(3) 従業者 5,728 千円 + 事務所等 4,225 千円 = 9,953 千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

(ここでは、一例として、福井県の税率により計算しています。)

1,412 千円	×	3.5%	=	49,420	49,400 円	} ⇒ 820,900 円
1,412 千円	×	5.3%	=	74,836	74,800 円	
9,953 千円	×	7.0%	=	696,740	696,700 円	

税額は百円未満切り捨てます。

軽減税率不適用法人(比例税率適用)【事業年度末日において三以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金の額または出資金の額が 1,000 万円以上である法人】の場合もこの方法と同様に分割課税標準額を計算します。(法 72 条の 24 の 7④)

～ ご注意! ～

上記事例の税額計算では福井県の税率を適用しておりますが、税率は各地方団体の条例により異なりますので、申告の際には実際に適用される税率をご確認ください(次の付加価値割、資本割、法人税割についても同様です。)

2 付加価値割および資本割の分割課税標準額の算出方法

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

小売業：第1章2アに該当
 →使用する分割基準は事務所等の数および従業員の数

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（付加価値額・資本金等の額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額をそれぞれ1/2した後、千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。
- ③ ②で算出した金額を、それぞれ従業員の数および事務所等の数であん分計算します。あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ④ ③であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

	事業年度	7ヶ月		
	資本金等の額	270,150,378円		
分割基準	従業員の数	県内 61(人)	総数	1,730(人)
	事務所等の数	県内 36(所)	総数	1,229(所)

資本金等の額の月数あん分

$$270,150,378 \times 7/12 = 157,587,720.5$$

← 1円未満の端数がある場合切り捨てます。

注：事業年度の月数が12月ある場合にはこの計算式は不要です。

課税標準の分割

Step 1：課税標準額の総額を1/2にわけます。

$$\text{課税標準額の総額 } 157,587,720$$

← 千円未満は切り捨てます。

$$157,587,000 \times 1/2 = 78,793,500$$

Step 2：従業員数によるあん分

$$78,793,000 \div 1,730 = 45,545.0867052\dots$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$45,545.0867 \times 61 = 2,778,250.2887$$

千円未満は切り捨てます。

2,778,000

Step 3: 事務所等の数によるあん分

$$78,793,000 \div 1,229 = 64,111.472742\dots$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$64,111.4727 \times 36 = 2,308,013.0172$$

千円未満は切り捨てます。

2,308,000

Step 4: 本県分課税標準額の算定

$$\text{従業者 } 2,778 \text{ 千円} + \text{事務所等 } 2,308 \text{ 千円} = 5,086 \text{ 千円}$$

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。
(ここでは、一例として、福井県の税率により計算しています。)

$$5,086 \text{ 千円} \times 0.5\% = 25,430 \quad 25,400 \text{ 円}$$

税額は百円未満切り捨てます。

付加価値割の算出方法についても、同様に計算を行います。
ただし、月数あん分は不要です。

3 法人税割の分割課税標準額の算出方法

- ① 課税標準額の総額（法人税額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額を、従業者の数であん分計算します。
あん分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ③ ②であん分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

事業年度 12 か月

資本金 150,000,000 円 本店：本県市内

法人税割の課税標準額の総額 15,000,000 円

分割基準 従業者の数 県内 65（人）総数 1,750（人）

課税標準の分割

①従業者数によるあん分

$$15,000,000 \div 1,750 = 8,571.428571\dots$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$8,571.4285 \times 65 = 557,142.8525$$

千円未満は切り捨てます。

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。
(ここでは、一例として、福井県の税率により計算しています。)

$$557 \text{ 千円} \times 1.8\% = 10,026 \quad 10,000 \text{ 円}$$

税額は百円未満切り捨てます。

第4章 参考

1 よくあるご質問

Q1 分割するの？

事業年度の途中に、A県からB県に移転しました。期末には、事務所はB県にしかありませんが、税額計算において分割する必要はありますか？

A1 必要です。事業年度中に2以上の都道府県に事務所等を有していた場合は、各都道府県に課税標準額を分割して、申告納税する必要があります。

Q2 製造業？

創業より製造業です。ただし、近年商品の加工等はすべて子会社に発注しており、それを仕入れて販売しています。工場等はありませんが製造業ですか？

A2 法人事業税における製造業に該当しません。自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売しているような場合は、卸売・小売業に該当します。

Q3 常駐者がいないのですが

A県に本社があります。B県には事務所がありますが、社員が月に数日出張して仕事をしています。事業年度末日は誰もいないのですが申告の必要はありますか？

A3 事業年度末日に従業者がいなくとも、当該事務所は、地方税法上の事務所等に該当しますので、申告の必要があります。
ただし、事業年度末日に誰もいないのであれば、分割基準の従業者の数は0人になります。

Q4 派遣社員は？

人材派遣会社から派遣労働者の派遣を受けています。従業者の数にこの派遣労働者を含むのですか？

A4 従業者の数に含みます。
派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事務所等は派遣先法人です。
このような従業者は、通知(県)第三章9の1(2)アの規定により、勤務すべき事務所等である派遣先法人に含めます。

Q5 同一市区町村にある事務所等は？

同一の市区町村内に支店と営業所の2つの事務所等があります。
この場合、分割基準の事務所等の数はどのように取り扱うのですか？

A5 2つの事務所等として、それぞれ月末にあった事務所等の数を分割基準の数値とします。

一つの市区町村内に複数の事務所等がある場合、それぞれを分割基準の事務所等として、事業年度中の各月末日の事務所等の数により計算します。

Q6 社員の慰安・娯楽のための保養所は？

社員の慰安・娯楽施設として保養所を常設しています。
この保養所は、分割基準の事務所等として取り扱うのですか？

A6 この保養所は、分割基準の事務所等としません。

社員の慰安・娯楽の目的のためだけに設けられた保養所については、事務所等に該当しませんので、分割基準の対象とはなりません。

ただし、保養所は寮等に該当しますので、法人住民税均等割の申告が必要となることにご留意ください。

Q7 無人の風力発電設備は？

風力発電を行う法人で、A県には風力発電設備のみがあり、B県にある本社から遠隔操作を行っている場合、A県の風力発電設備は事務所等に該当しますか？

A7 事務所等に該当しません。

A県の風力発電設備は人的設備がないため、事務所等の要件を欠き、地方税法上の事務所等には該当しません。

2 参考条文等（一部言葉を省略しております。）

地方税法

（事業税の納税義務者等）

法第 72 条の 2

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、事業の区分に応じ、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

（分割法人の申告納付等）

法第 72 条の 48

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（以下この条において「分割法人」という。）は…略…事業税を申告納付し、又は…略…修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額（…略…）を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 分割法人の事業年度の期間が六月を超える場合には、当該分割法人が第 72 条の 26 第 1 項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず、関係道府県ごとの当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。

ただし、当該分割法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の前事業年度の関係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日現在における関係道府県ごとの分割基準の数値が当該事業年度の前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合には、当該分割法人が第 72 条の 26 第 1 項本文の規定により関係道府県に申告納付すべ

き事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた課税標準額の総額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて前項の規定により関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所（以下この項から第 5 項までにおいて「事務所等」という。）の従業者の数に按分すること。

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 小売電気事業等 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所等の従業者の数に按分すること。

ロ 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業（第 9 項第 1 号及び第 2 号において「一般送配電事業」という。）、同条第 1 項第 10 号に規定する送電事業（第 9 項第 1 号及び第 2 号において「送電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）及び同条第 1 項第 12 号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事務所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物をいう。）(2)に

において同じ。)と電氣的に接続している電線路(総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第3号において同じ。)の電力の容量(キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。)に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事務所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事務所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 発電事業等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事務所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額に按分すること。

四 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事務所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準(以下この款において「分割基準」という。)の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値を加えた数

値

二 事務所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値)

三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5 次の各号に掲げる事務所等については、当該各号に定める数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を前項第1号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度の中途において新設された事務所等 当該事業年度終了の日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事務所等が新設された日から当該事業年度終了の日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度の中途において廃止された事務所等 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事務所等が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所等として政令で定める事務所等 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第72条の26第1項ただし書の規定又は第2項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第4項の規定を適用する場合には、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

8 分割法人が二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

- 一 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業及び送電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ロに定める分割基準
- 二 発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。)と一般送配電事業、送電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ハに定める分割基準
- 三 前2号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11 分割法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、前三項の規定にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、政令で定めるところにより関係道府県ごとに当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を分割するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、課税標準額の総額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

法第72条の48の2

前条第1項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

2 関係道府県知事は、前条第1項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第72条の41又は第72条の41の2の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

- 一 第72条の41第1項又は第72条の41の2第1項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日
- 二 第72条の41第2項又は第72条の41の2第2項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限
- 三 第72条の41第3項又は第72条の41の2第3項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、第72条の41第1項若しくは第72条の41の2第1項の規定による更正又は第72条の41第2項若しくは第72条の41の2第2項の規定による決定があつた日

3 前条第1項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、同項の法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額(関係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。)の分割基準又は本項の規定による修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める場合(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)には、これを修正し、同条第1項の法人が申

告書を提出しなかつた場合(第 72 条の 26 第 5 項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)には、その分割基準を決定するものとする。

4 前条第 1 項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第 72 条の 39、第 72 条の 41 若しくは第 72 条の 41 の 2 の規定による更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあつたこと(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、総務省令の定めるところにより、当該関係道府県知事に対し、当該過大となつた分割課税標準額又は事業税額につき、第 72 条の 39、第 72 条の 41 又は第 72 条の 41 の 2 の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

5～13 (略)

(道府県民税の納税義務者等)

法第 24 条

道府県民税は、(略)、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第 2 号及び第 4 号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第 4 号の 2 に掲げる者に対しては法人税割額によつて、(略)課する。

一・二 (略)

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(「寮等」という。以下道府県民税について同じ。)を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの

四の二 法人課税信託(略)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所を有するもの

五～七 (略)

(法人の道府県民税の申告納付)

法第 53 条

(略) 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、(略)均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。(略)

2～63 (略)

(法人の道府県民税の更正及び決定)

法第 55 条

道府県知事は、第 53 条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(「確定法人税額」という。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(「確定個別帰属法人税額」という。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が同条第 1 項若しくは第 2 項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額若しくは還付すべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 道府県知事は、納税者が第 53 条第 1 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、その調査によつて、申告

すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。

3 道府県知事は、第1項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額若しくは還付すべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 道府県知事は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)

法第57条

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(略)が(略)法人の道府県民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(略)中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数にあん分して行うもの

とする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額又は個別帰属法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額等の分割の基準となる従業者数の修正又は決定)

法第58条

前条第1項の法人が第53条の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

する。

2 前項の道府県知事は、同項の法人が第 53 条の規定による申告書を提出しなかつた場合(略)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第 1 項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による

従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4 ～6 (略)

地方税法施行令

(法72条の48第5項第3号の事務所等)

令35条

法第 72 条の 48 第 5 項第 3 号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所等とする。

(法72条の48第 11 項の課税標準額の総額の分割の方法)

令35条の2

法第 72 条の 48 第 1 項に規定する分割法人(以下この項において「分割法人」という。)が鉄道事業又は軌道事業(以下この項において「鉄軌道事業」という。)と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第 1 項に規定する課税標準額の総額(以下この項において「課税標準額の総額」という。)の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)に応じてあん分するものとし、当該あん分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準(以下この項において「分割基準」という。)により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

2 前項の売上総利益金額の算定方法は、総務省令で定める。

(法第 57 条第3項第3号の事務所又は事業所)

令9条の9の7

法第 57 条第 3 項第 3 号 に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の同条第 2 項 に規定する算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

規則3条の5

法第 57 条第 2 項 の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

(法 72 条の 48 第 3 項第 2 号イの事業等)

規則6条の2

法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号イに規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業(第 4 項において「小売電気事業」という。)、同条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業(次項及び第 4 項において「一般送配電事業」という。)、同条第 1 項第 12 号に規定する特定送配電事業(第 4 項において「特定送配電事業」という。)、同条第 1 項第 14 号に規定する発電事業(第 4 項において「発電事業」という。))及び第 4 項に規定する事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物(電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物をいう。第 4 項において同じ。)により電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業(一般送配電事業及び同項第 10 号に規定する送電事業に該当する部分を除く。)とする。

3 法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧 66 キロボルト以上の電線路であることとする。

4 法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号ハに規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う

事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。)を含む。)とする。

(課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

規則6条の2の2

法第 72 条の 48 第 3 項及び法第 72 条の 54 第 2 項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第 72 条の 48 第 4 項第 1 号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第 3 項第 1 号に規定する事務所等(第 5 項及び第 6 項において「事務所等」という。)とする。

- 一 食料品製造業
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 七 印刷・同関連業
- 八 化学工業
- 九 石油製品・石炭製品製造業
- 十 プラスチック製品製造業
- 十一 ゴム製品製造業
- 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 十三 窯業・土石製品製造業
- 十四 鉄鋼業
- 十五 非鉄金属製造業
- 十六 金属製品製造業
- 十七 機械器具製造業
- 十八 その他の製造業
- 十九 自動車整備業
- 二十 機械修理業

二十一 電気機械器具修理業

3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

4 法第 72 条の 48 第 4 項第 3 号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

5 電気供給業の事務所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(一) 発電設備	発電所の認可出力
(二) 送電設備	支持物基数
(三) 配電設備	支持物基数
(四) 変電設備	変電所の設備容量
(五) 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 26 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項及び第 72 条の 29 第 1 項の申告納付の期限前五日までに、事務所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

(売上総利益金額の算定方法)

規則6条の3

政令第 35 条の 2 第 1 項 の売上総利益金額は、売上高から売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手續等)

規則6条の4

法第 72 条の 48 の 2 第 4 項 の規定による更正の請求をしようとする法人は、同条第 5 項に規定する更正請求書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添付しなければならない。

2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第 10 号の 2 様式により届け出なければならない。

- 一 請求をする法人の名称、所在地及び法人番号
- 二 修正した分割基準の明細
- 三 分割基準について誤りを生じた事情の詳細

3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該法人に対し、当該届出があつたことを証する文書を交付するとともに、その旨を関係道府県知事に通知するものとする。

(更正請求書の様式)

規則6条の5

法人が更正の請求をしようとする場合において、法第 20 条の 9 の 3 第 3 項及び第 72 条の 48 の 2 第 5 項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税については第 10 号の 3 様式、市町村民税については第 10 号の 4 様式によるものとする。

第1章 一般的事項

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。

この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第2章 道府県民税

58 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標準となるべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の取扱いは、法人の事業税の分割基準の従業者の扱いと同様であること。

第3章 事業税

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事務所等の従業者とは、当該事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与其他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を営する個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合にお

いて、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2の2①)

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難なものについては、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務すべき事務所等とが異なる者(例えば主たる事務所等で一括して給与を支払っている場合等) 当該勤務すべき事務所等

イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等が1月のうちに2以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事務所等

ウ 各事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がないものうち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等

エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一事務所等に出張している者 当該出張先の事務所等

オ 2以上の事務所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事務所等(主として勤務すべき事務所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受けるべき事務所等)

(2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事務所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事務所等で勤務すべき者(当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事務所等に

- 勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき事務所等
- イ 二以上の納税義務者の事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者
給与の支払いを受けるべき事務所等
- ウ 事務所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事務所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者
当該勤務すべき事務所等
- エ 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事務所等
- (3) 次に掲げる者については、当該事務所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。
- ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者
- イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事務所等が課税標準額の分割の対象となる事務所等から除外される場合(例えば非課税事業を営む事務所等)の当該事務所等の従業者
- ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)
- エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者(当該勤務していない期間に限る。)
- (4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。
- ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なもの数については、それぞれの事業の従業者として区分されたもの数によって按分するものとする。
- イ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないもの

- であるから、非常勤のもの例えば、重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。
- ウ 連続して一月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては一月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば一月以上の期間にわたると認められる場合においては、連続して一月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。
- エ 事務所等の構内・区画が二以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的な方法により按分した数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の48第5項に規定する事務所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

- (1) 事業年度の中途において、新設された事務所等にあつては事業年度終了の日の末日、廃止された事務所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割によって算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事務所等には、営業の譲受又は合併により設置される事務所等も含まれるものであること。
- (2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、廃止された事務所等については、廃止された事務所等として従業者の数を算定するものであること。
- (3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所等については、

その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、

この適用があるのは、当該事務所等に限るものであって、他の事務所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであっても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事務所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

イ 月の途中で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

9の3 資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の二分の一を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2の2第2項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙

府発第39号)によること。(法72の48④)

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事務所等の所在する道府県において発電所(他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。)の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側(基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側)に送電するために設けられた電線路をいうものであること。(法72の48③-2ロ(1)、規則6の2③)

9の5 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。(法72の48③-2ロ(1))

- (1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、運用上の容量を用いるものではないこと。
- (2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。
- (3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所から受電する部分における電力の容量とするものであること。

9の6 削除

9の6の2 ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうちガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うもの

は、法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業に該当しないが、法第72条の48第3項第3号に規定するガス供給業には該当するため、その分割基準は固定資産の価額となることに留意すること。(法72の48③-3)

9の7 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2の2④)

9の8 法第72条の48第3項第4号に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであること。(法72の48③)

- (1) 単線換算キロメートル数によるものであること。
- (2) 鉄道事業を行う法人が、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う場合においては、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とするものであること。
- (3) 引込線及び遊休線並びに敷設線を含むものであるが、他の法人等の所有に係る専用線は含まないものであること。

9の9 二以上の道府県に事務所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。(法72の48⑩、令35の2)

- (1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によって按分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3000平方メートル)以上の店舗を含むものをいうものであること。

- (2) 売上金額とは、本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいうものであるが、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれないものであること。したがって、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいうものであること。
- (3) 売上総利益金額とは、売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいうものであること

9の10 法第72条の48第3項第5号に規定する事務所等の数は、次により取り扱うものであること。

- (1) 事務所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。
- (2) 事務所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物(以下9の10において「建物」という。)について一の事務所等として取り扱うこと。
- (3) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取り扱うこととなるが、この場合において、二以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事務所等として取り扱うことに留意すること。
- (4) 事務所等の構内・区画が二以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事務所等として取り扱うものであること。
ア 事務所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該建物の所在する道府県

イ 事務所等の建物が、二以上の道府県の区域にまたがる場合 当該建物の所在するそれぞれの道府県

9の11 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。

9の12 外国法人の恒久的施設とみなされた代理人の事務所等が二以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事業所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事業所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

9の13 二以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が分割基準に誤りがあったこと(課税標準額についてすべき分割をしなかった場合を含む。)により関係道府県の分割課税標準額又は事業税額に過不足がある場合においては、不足額の生じた道府県に対しては速やかに申告又は修正申告をしなければならないのであるが、過大となった道府県に対しては当該分割課税標準額又は事業税額の減額の更正の請求をすることができるものとされているものであること。この場合において、減額の更正の請求はあらかじめ主たる事務所等所在地の道府県知事に届け出た旨を証する文書を添えて行すべきものとされていることにかんがみ、その主たる事務所等所在地の道府県知事は速やかにその処理をすべきものであること。(法72の48の2④)

9の14 主たる事務所等所在地の道府県知事が課税標準の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行った場合においては、その旨を関係道府県知事に通知するものであるが、次の諸点に留意すること。

ア 通知には、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の計算と減免又は不徴収についての簡明な理由を付して行うものとする。この場合において、関係道府県知事は、これらの減免又は不徴収等の理由及び内容について、特に異議のない場合には、これによることとし、各道府県間の取扱いが不一致にならないようにすること。

イ 外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いは、原則として法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

ウ 外形対象法人、収入金額課税法人(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人を除く。)及び連結申告法人の所得及び付加価値額(単年度損益に限る。)に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いについても、おおむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

～ 参 考 ～

6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の26)

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者のすべてが含まれるものであること。

(2) 4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア 派遣労働者等(イに掲げる者を除く。) 派遣先法人

イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等 派遣先法人及び派遣元法人

ウ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者(エに掲げる者を除く。)当該法人

エ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人

オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人

(3) 4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)

イ 病欠欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者

(4) 従業者数は、事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日)現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。)の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。以下(4)において同じ。)を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業等を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業

等又は所得等課税事業等を廃止した場合

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における他方の事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

ウ 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

(5) (4)の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすること。

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業等の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に一人に満たない端数を生じた場合には、これを一人とするものであること。 _

個別通知

「資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和 37 年 5 月 4 日自治丙府発第 39 号 東京都主税局長、各道府県総務部長あて 自治省税務局長通達)

(資本金の額又は出資金の額)

1 地方税法(以下「法」という。)第 72 条の 48 第 4 項第 1 号ただし書の資本金の額又は出資金の額が一億円以上であるかどうかは、当該事業年度終了の日現在(中間申告の場合においては、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日現在。以下同じ。)によるものであること。(規則 6 の 2Ⅲ)

2 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う法人についても、資本金の額又は出資金の額が一億円以上であるかどうかは、その法人の資本金の額又は出資金の額の総額が一億円以上であるかどうかにより判定すべきものであること。

(製造業の範囲)

3 地方税法施行規則(以下「規則」という。)第 6 条の 2 の 2 第 2 項に掲げる事業は、日本標準産業分類(総務省)による「E—製造業」並びに「R—サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891 自動車整備業」、「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902 電気機械器具修理業」の範囲に属するものであること。

(製造、加工又は組立て)

4 規則第 6 条の 2 の 2 第 2 項にいう物品の「製造」及び「加工」とは、いずれも物を原材料として、これに人工を加え新たな物を製作することをいうものであるが、このうち「製造」とは製作した物の性質が原材料である物と同一性を失っている場合をいい、「加工」とは原材料である物と性質が同一で、ある程度の変更を加える場合をいうものであること。また、「組立て」とは、製作された部分品を組み合わせたことをいうものであること。

(生産に関する業務)

5 規則第 6 条の 2 の 2 第 2 項にいう「物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務」とは、物品の製造、加工、組立てを行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う業務をいうものであること。

(生産に関する業務が行われている事業所等)

6 工場とされる「生産に関する業務が行われている事業所等」とは、当該法人の事務所又は事業所等(法 72 条の 48 第 3 項第 1 号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)であって 5 に掲げる業務が行われている事業所等をいうものであること。

7 生産に関する業務が行われている事業所等の判定については、当該法人の事業年度終了の日現在により判定するものとする。

8 「工場である事業所等」とは、具体的には、工場、製造所、作業所、製油所、造船所、修理場などをいい、本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、販売所、倉庫、油槽所、病院などは含まれないものであるが、その判定は名称のいかんにかかわらず、当該事業所等において行われる業務の内容により客観的に行うこと。

(工場の従業者)

9 「工場の従業者」とは、6 の工場とされる生産に関する業務が行われている事業所等に勤務する従業者をいうものであり、従業者の意義及びその取扱いについては、「地方税法の施行に関する取扱いについて」(以下「通知」という。)第 3 章 9 の 1 に定めるところによるものであるが、さらに次の諸点に留意すべきであること。

(1) 6 の工場とされる生産に関する業務が行われ

ている事業所等に本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等が併置されている場合の工場の従業者の数には、これら本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者の数は含まれないものであること。

- (2) 工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれるものであること。
- (3) 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、通知第3章9の1(4)アによりそれぞれの事業の従業者として区分されたものの数により按分して算定するものとされているが、工場の従業者についてこの取扱いをする場合には、通知第3章9の1(4)アにより按分された課税事業部分に相当する工場の従業者の数を基礎として二分の一を加算する計算を行うものであること。
- (4) 工場の従業者の数は、原則として当該法人の事業年度終了の日現在の従業者の数によるものであること。なお、二分の一を加算する場合において、当該工場の従業者の数が奇数であるときは、当該数に一を加えた数を基礎として二分の一し、加算するものとされているから、二分の一を加算した後の数値に一未満の端数は生じないことに留意すること。(法72の48Ⅳ①ただし書)

(分割に関する明細書)

10 法人が事業税の申告書に添付すべき課税標準の分割に関する明細書に記載すべき工場の従業者については、同一の都道府県内に他の事務所又は事業所がある場合には別欄に記載して工場であることを明らかにするよう指導するものとする。

(住民税の分割との関係)

11 分割基準とすべき工場の従業者数について、その数値を補正することとされているのは、法人の事業税の場合に限られ、法人の道府県民税及び市町村民税の分割について適用がないものであるから留意すること。

行政実例等

<内かん>

○ 法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について

(昭和61年4月1日 各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局長あて 自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん)

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)の意義につきましては、依命通達においてその定めがされているところであり、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることが必要とされることから、たまたま二、三カ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないものとされているところですが、二、三カ月を超えるものであっても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、仮に机等が配置されている場合でも、事務所等の範囲に含めないものとして取り扱うことが適当と考えますので、よろしくお取り扱い下さい。

また、この取り扱いについては、昭和61年4月1日以後に開始する事業年度について行うことが適当と考えます。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。

(参考)

一 工程管理とは次のものをいう。

- (一) 自己の労働者だけでなく、下請業者も含めてその指揮・監督を行い、工事進行の打合せを行うこと。工事が円滑に進むように、既に締結されている契約に基づいて下請業者を現場に入らせること。
- (二) 工事に必要な資機材の現場への搬出入に当たってその指図を行うこと(既に注文されたとおりの物であることの確認を含む。)。
- (三) 現場及び労働者の安全・衛生を確保する等現場の維持・運営を行うこと。資機材の品質に

問題がないか、原材料等の使用状況はどうか、を把握し、必要に応じてこれを本・支店等に連絡し、工程が順調に進むように取り図らうこと。

なお、既に作成された設計図をもとに、その現場で行われる工事についての施行計画、施工図に関する調整も行われる。

- 二 連絡・打合せは、本・支店、発注者、工事監理者、近隣住民等を相手とするものであるが、発注、受注といった新たな契約行為は含まれないものであること。

一、二のいずれもその建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできないものに限られるものであること。

<行政実例>

○ 法人事業税における保険業の分割基準の範囲について

(昭和29年11月13日自丁府発第106号 東京都主税局課税部長あて 自治庁府県税課長回答)

問一 事務所又は事業所の範囲について

生命保険会社又は損害保険会社(以下保険会社という。)の本社及び支社(これに準ずるものを含む。)の事務所は、分割基準である事務所又は事業所の範囲に含まれるものと解するが、支部、出張所等については、保険会社が、当該支部、出張所等の地代、家賃、人件費及び通信費等主なる経費を支出し、保険会社が当該支部、出張所等を統轄し、実質上の一機関とみなされる場合に限り分割基準に含め、その他の場合においては含めないものとして差し支えないか。

二 従業者の範囲について

一の事務所又は事業所に勤務している従業者のうち、内勤社員は分割基準である従業者の範囲に含まれるが、外務社員である生命保険募集人は、所得税法の規定において給与所得となる固定給又は同法の規定において事業所得となる能率給と固定給を併せて支給している者のみを従業者とし、その他の生命保険募集人は含めないものとして差し支えないか。

答 一、二ともお見込の通り取り扱って差し支えない。

○ 法人事業税における保険業の分割基準の範囲について

(昭和 35 年 6 月 4 日自丁府発第 72 号 東京都主税局長あて 自治庁府県税課長回答)

問 二以上の都道府県に事務所等を設けて保険業を行う法人のこのことについては、すでに本部の照会(昭和 29 年 10 月 11 日主課法発第 2510 号)に対する貴庁回答(昭和 29 年 11 月 13 日自丁府発第 106 号。以下「前回回答」という。)により明らかとなりましたが、なお、次の点に疑義がありますから、至急何分の御回答をお願いします。

記

一 従業者の範囲について

前回回答によれば、生命保険募集人のうち分割基準である従業者となるのは、所得税法上給与所得となる固定給の支給されている者に限ることとなっているが、国税庁では、昭和 31 年 3 月 26 日直所 2-25、同年 12 月 11 日直所 2-116 および昭和 33 年 5 月 16 日直所 2-36 の長官通達をもって、従来給与所得としていたものでもその一部を事業所得とするよう取扱いを改めたことともない、分割基準となる従業者もこれらにならって税務官署が、事業所得としたものを除き給与所得と認められた者に限るものとしてよいか。

なお、これによる分割基準の取扱いは保険事業に限らず、外務員を使用するその他の事業を行なう分割法人にも適用するものとしてよいか。

二 事務所等の範囲について

前回回答によれば、保険会社の分割基準となる事務所等(以下「事務所等」という。)は、本社及び支社(これに準ずるものを含む。以下同じ。)のほかは法人が地代、家賃、人件費および通信費等主なる経費を支出し、あわせて業務を統轄し、実質上の一機関とみなされる場合に限ることとなっているが、次に掲げるような場合は、それぞれ記載のように解してよいか。

(1) 分割基準とならない募集人が設けている事務所等は、分割基準となる従業者が勤務しない限り、分割基準である事務所等とはならないものであること。

(2) 一構の建物のなかに設けられている支社、営業

所、支部((1)に掲げるものを除く。以下同じ。)等では独立して業務の行われているものはその単位ごとにそれぞれ一の事務所等となるものであること。

(3) 構を異にして設けられた支社、営業所、支部等の分室で独立して業務の行われるものは一の事務所等となるものであること。

答 一、二 お見込みのとおりである。

○ 衣料品等出張販売に対する事業税の賦課について

(昭和 27 年 5 月 13 日地財委税第 582 号 長崎県総務部長あて 地方財政委員会事務局府県税課長回答)

問 衣料品等を他県より自動車等により運搬し来り各地を巡回し旅館等の一室を借り上げ二、三日位宛所謂出張販売を行い相当の利益を上げている法人及び個人業者があるが、これに対してはその販売場を事業所として法人に対しては法第 763 条の 6 の規定により申告納付を行わしめ、不申告の向に対しては法第 763 条の 7 第 2 項の規定により請求することとし、個人に対してはその出張販売終了の都度これを廃業として法第 744 条第 4 項の規定により課税して差し支えないものと思わせられるが、これに対し至急何分の御教示を相煩したい。

答 地方税法に規定する事務所又は事業所とは、事業上の必要から設けられた人的物的施設であって、そこで継続して事業の行われる場所をいうものである。

従って、設例の如く短期間一時的な業務の用に供する目的で旅館等を借り上げ物品販売を行っている場合において、短期間といえども定期的に一定の場所に巡回して販売業務を行っている場合は、その販売場を事業所とみなして差し支えないが、短期間不定期に不特定の場所に巡回して販売業務を行っている場合は、事業所の範囲に含めることは適当でない。

○ 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の関係道府県の分割(軌道の延長キロメートル数)について

(昭和 29 年6月9日自丁府発第 46 号 兵庫県東京事務所長あて 自治庁府県税課長回答)

問 地方鉄道及び軌道事業の分割基準は、法第 72 条の 48 第 3 項において、当該事務所又は事業所所在の道府県における地方鉄道及び軌道の延長料数により按分して行うよう規定されておりますが、延長料の意味及び範囲等左記四点について疑義がありますので御回答願います。

記

- 一 複線の場合はその合計数をいうのか。
- 二 引込線等は計算の中に入れるのか。
- 三 一部遊休線がある場合これも含めるのか。
- 四 軌道業で二本線の側に一本を作り鉄道が使用している場合。

答

- 一 単線換算のキロメートル数によるものである。
- 二、三 引込線及び遊休線も分割基準に含まれるものであるが、他の法人等の所有に係る分は含まれない。
- 四 単線として取扱うことが適当である。

○ 地方鉄道事業及び軌道事業を営む法人の事業税の課税標準の分割基準について

(昭和 36 年2月2日自治丁府発第7号 東京都主税局長あて 自治省府県税課長回答)

問 二以上の道府県に事務所等を設けて地方鉄道事業または軌道事業を行う法人の事業税の課税標準の分割基準については、地方税法第 72 条の 48 第 3 項の規定によって軌道の延長キロメートル数(単線換算)によることとなっているが、下記事案について、疑義があるので何分の御指示を願います。

記

- 一 広軌道を有する甲法人の軌道内に、狭軌道を有する乙法人所有の車両を乗入れるために、乙法人所有の軌条を甲法人の軌道内に一軌条敷設(乙法人の固定資産として計上)し、三線式軌道として甲法人所有の一軌条を甲法人所有の車両及び乙

法人所有の車両の運行の用に供している場合、乙法人所有のこの一軌条を、乙法人の分割基準としての軌道とすることができるか。もし、乙法人の分割基準とする場合その軌道の延長キロメートル数の算定はいかにすべきか。

なお、甲、乙両法人の乗入れに伴う契約の概要は別紙のとおりである。

- 二 軌間距離を一にする甲、乙両法人がその所有する車両を相互に乗入れている場合、相互乗入れ区間の軌道は両法人のそれぞれの分割基準に含まれるか。

または、軌道を所有する法人のみ分割基準とすべきか。

(別紙)

契約内容の概要

- 一 乙法人(以下乙とする)は甲法人(以下甲とする)の専用線AB間に乙の車両及び係員を以て乗入れ運転するものとする。
- 二 乗入れ区間の運転収入は甲が取得する。ただし、乙が収入した同区間の特別急行料金はこの収入とする。
- 三 甲は乙車両の甲専用線、AB間乗入れ分については車両使用料を乙に支払うものとする。
- 四 乙ならびに甲所属車両の運転電力料並びに路線保守費及び施設の保守維持は甲の負担とする。
- 五 乙所属員が甲所属線内において運転するときは甲の定めた運転規程による。
- 六 乗入れ列車に対する甲所属線AB間の旅客の取扱は甲が行う。
- 七 乙所属車両が甲所属線内で事故を発生したときは、最寄駅長に報告し、その指示を受け、その損害の負担は損害責任が甲乙いずれにあるか明らかな場合は甲または乙の負担に、不時の場合は双方から選出された調査委員の協議による。
- 八 線路は甲の軌間—M435、乙の軌間—M067 に共用する三線式軌道とする。
- 九 乗入れに必要な工事は甲の委任を受けて乙が施行する。
- 十 甲乙の責任分界点は、境界駅から乗入れの際の地点(甲、乙法人の軌道接続ポイント)とする。
- 十一 乗入れ工事の費用は下記以外のものは乙の負担とする。
 - ① 既設軌道の朽杭木の更換。
 - ② 車両(甲)改造費の内直接制御方式を複式制御

方式に変更する費用相当額。

③ その他甲の負担が適当と認められる費用。

十二 乗入れ工事施行の結果、既設の諸施設に追加された施設は乙から甲に貸与する。

答 昭和 35 年 2 月 1 日付の三五主課法発第 80 号をもって照会になった標記については、つぎのとおり回答する。

- 一 乙法人所有の一軌条を二軌条の単線キロメートルに換算して、乙法人の分割基準に含めるべきである。
- 二 軌道を所有する法人のみの分割基準とすべきである。